

# 平成 20 年度 事業別収支計算書

[会計区分] 一般会計

16 頁

[事業] 城郷小机地区センター 自平成20年 4月 1日 至平成21年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	執行率
<b>I. 収入の部</b>					
(収入の部)	36,966,000	36,966,000	37,833,432	-867,432	102.3
指定管理料	32,329,000	32,329,000	32,329,000	0	100.0
利用料金収入	3,500,000	3,500,000	3,892,110	-392,110	111.2
利用料金	3,500,000	3,500,000	3,892,110	-392,110	111.2
事業収入	250,000	250,000	683,400	-433,400	273.4
参加費	250,000	250,000	683,400	-433,400	273.4
雑収入	887,000	887,000	928,922	-41,922	104.7
印刷代	350,000	350,000	338,770	11,230	96.8
自動販売機手数料	450,000	450,000	486,252	-36,252	108.1
預金利子	2,000	2,000	1,766	234	88.3
その他	85,000	85,000	102,134	-17,134	120.2
当期収入合計	36,966,000	36,966,000	37,833,432	-867,432	102.3
<b>II. 支出の部</b>					
(支出の部)	36,966,000	36,966,000	37,833,432	-867,432	102.3
1 人件費	20,661,000	20,661,000	20,013,394	647,606	96.9
給与	10,008,000	10,008,000	9,784,811	223,189	97.8
社会保険料	1,505,000	1,505,000	1,306,344	198,656	86.8
健康保険料	520,000	520,000	436,405	83,595	83.9
厚生年金保険料	780,000	780,000	742,837	37,163	95.2
児童手当拠出金	10,000	10,000	12,705	-2,705	127.1
雇用保険料	125,000	125,000	57,075	67,925	45.7
労災保険料	70,000	70,000	57,322	12,678	81.9
賃金	8,689,000	8,689,000	8,678,190	10,810	99.9
職員賃金	8,689,000	8,689,000	8,678,190	10,810	99.9
通勤手当	420,000	420,000	205,520	214,480	48.9
健康診断費	21,000	21,000	20,529	471	97.8
勤労者福祉共済掛金	18,000	18,000	18,000	0	100.0
2 事務費	1,530,000	1,530,000	1,546,028	-16,028	101.0
旅費	20,000	20,000	21,510	-1,510	107.6
消耗品費	400,000	400,000	601,256	-201,256	150.3
会議費	60,000	60,000	58,567	1,433	97.6
印刷製本費	35,000	35,000	0	35,000	0.0
通信費	250,000	250,000	184,505	65,495	73.8
使用料及び賃借料	66,000	66,000	37,200	28,800	56.4
備品購入費	397,000	397,000	216,090	180,910	54.4
図書購入費	50,000	50,000	50,000	0	100.0
施設損害賠償責任保険	14,000	14,000	10,850	3,150	77.5
振込手数料	10,000	10,000	10,400	-400	104.0
リース料	120,000	120,000	85,680	34,320	71.4
手数料	108,000	108,000	269,970	-161,970	250.0
3 事業費	550,000	550,000	983,156	-433,156	178.8
自主事業費	200,000	200,000	199,886	114	99.9
自主事業企画費	250,000	250,000	677,893	-427,893	271.2
わんぱくホリデー	100,000	100,000	100,000	0	100.0
わんぱく企画費	0	0	5,377	-5,377	-----
8 利用者ニーズ対応費	1,166,000	1,166,000	1,162,879	3,121	99.7
ニーズ対応費	1,166,000	1,166,000	1,162,879	3,121	99.7
4 管理費	8,513,000	8,513,000	8,341,441	171,559	98.0
光熱水費	5,044,000	5,044,000	5,254,831	-210,831	104.2
清掃費	1,123,000	1,123,000	699,798	423,202	62.3
修繕費	600,000	600,000	599,163	837	99.9
機械警備費	387,000	387,000	386,400	600	99.8
設備保全費	1,359,000	1,359,000	1,401,249	-42,249	103.1

# 平成 20 年度 事業別収支計算書

[会計区分] 一般会計

17 頁

[事業] 城郷小机地区センター 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日

(単位:円)

勘定科目	当初予算額	予算現額	決算額	差異	執行率
冷暖房設備保守	222,000	222,000	221,690	310	99.9
消防設備保守	95,000	95,000	94,080	920	99.0
電気設備保守	572,000	572,000	618,960	-46,960	108.2
害虫駆除清掃保守	31,000	31,000	33,600	-2,600	108.4
植木剪定	54,000	54,000	60,480	-6,480	112.0
その他	385,000	385,000	372,439	12,561	96.7
5 租税公課	1,033,000	1,033,000	888,809	144,191	86.0
6 諸費	50,000	50,000	35,000	15,000	70.0
9 事務経費	3,463,000	3,463,000	4,862,725	-1,399,725	140.4
当期支出合計	36,966,000	36,966,000	37,833,432	-867,432	102.3
収支差額	0	0	0	0	-----

## 平成20年度利用料金収入実績

	部屋利用料A (円)	キャンセル料B (円)	領収金額合計 ①=A+B (円)	収入目標額② (円)	達成率①/② (%)	前年同月収入額 ③ (円)	前年同月比 ①/③ (%)
4月	312,900	3,550	316,450	291,667	108.50	317,030	99.82
5月	314,190	7,750	321,940	291,667	110.38	322,530	99.82
6月	332,820	2,130	334,950	291,667	114.84	324,560	103.20
7月	340,000	6,850	346,850	291,667	118.92	315,150	110.06
8月	299,850	3,210	303,060	291,667	103.91	293,430	103.28
9月	324,200	7,030	331,230	291,667	113.56	318,200	104.09
10月	342,370	33,520	375,890	291,667	128.88	327,380	114.82
11月	307,210	3,820	311,030	291,667	106.64	295,050	105.42
12月	287,600	9,830	297,430	291,666	101.98	290,570	102.36
1月	289,930	8,230	298,160	291,666	102.23	287,960	103.54
2月	317,400	9,610	327,010	291,666	112.12	319,720	102.28
3月	325,310	2,800	328,110	291,666	112.50	341,680	96.03
合計	3,793,780	98,330	3,892,110	3,500,000	111.20	3,753,260	103.70

## 【説明】

部屋利用料+キャンセル料=領収金額合計

- \* 部屋利用料…部屋の利用に対する收受金額
- \* キャンセル料…キャンセルに対する收受金額

## 平成20年度地区センター利用状況（個人利用分）

施設名 横浜市城郷小机地区センター

月別	開館日数 (日)	入館者数(人)			利用層別利用数(人)									
		男性	女性	合計	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般 (男性)	一般 (女性)	65歳以上 (男性)	65歳以上 (女性)	合計
4月	29	1,964	1,721	3,685	377	583	504	524	152	411	794	227	113	3,685
5月	30	1,685	1,765	3,450	378	570	445	555	162	345	789	151	55	3,450
6月	29	1,798	1,992	3,790	430	700	592	415	146	398	870	154	85	3,790
7月	30	1,964	2,322	4,286	523	643	654	583	280	400	944	195	64	4,286
8月	30	2,018	2,047	4,065	416	828	582	668	169	361	827	141	73	4,065
9月	29	1,910	2,039	3,949	519	701	426	475	172	438	927	198	93	3,949
上半期計	177	11,339	11,886	23,225	2,643	4,025	3,203	3,220	1,081	2,353	5,151	1,066	483	23,225
10月	30	1,788	2,006	3,794	501	559	417	443	196	417	936	225	100	3,794
11月	29	1,906	2,361	4,267	430	703	326	484	152	579	1,128	264	201	4,267
12月	26	1,446	1,407	2,853	381	409	318	396	145	334	642	165	63	2,853
1月	26	1,671	1,579	3,250	398	479	367	407	230	337	756	180	96	3,250
2月	27	1,731	1,776	3,507	477	475	364	440	121	429	908	214	79	3,507
3月	30	1,857	1,964	3,821	479	743	572	352	133	368	827	222	125	3,821
下半期計	168	10,399	11,093	21,492	2,666	3,368	2,364	2,522	977	2,464	5,197	1,270	664	21,492
年間合計	345	21,738	22,979	44,717	5,309	7,393	5,567	5,742	2,058	4,817	10,348	2,336	1,147	44,717

月別	居住区別利用数(人)				その他利用数		
	区内	区外	市外	合計	体育室 (人)	レホール (人)	図書貸出 冊数
4月	3,044	589	52	3,685	966	0	784
5月	2,808	559	83	3,450	904	0	804
6月	3,170	557	63	3,790	886	0	982
7月	3,419	777	90	4,286	1,073	0	1,042
8月	3,342	647	76	4,065	1,049	0	942
9月	3,198	676	75	3,949	941	0	840
上半期計	18,981	3,805	439	23,225	5,819	0	5,394
10月	3,020	697	77	3,794	782	0	854
11月	3,351	772	144	4,267	683	0	926
12月	2,283	515	55	2,853	579	0	775
1月	2,602	586	62	3,250	614	0	848
2月	2,803	626	78	3,507	823	0	866
3月	3,111	628	82	3,821	1,073	0	837
下半期計	17,170	3,824	498	21,492	4,554	0	5,106
年間合計	36,151	7,629	937	44,717	10,373	0	10,500

## 平成20年度地区センター利用状況（団体利用分）

施設名 横浜市城郷小机地区センター

月別	開館日数 (日)	入館者数(人)			利用層別利用数(人)									
		男性	女性	合計	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般 (男性)	一般 (女性)	65歳以上 (男性)	65歳以上 (女性)	合計
4月	29	976	2,465	3,441	174	211	57	35	99	431	1,634	281	519	3,441
5月	30	1,032	2,493	3,525	266	177	90	57	71	523	1,652	180	509	3,525
6月	29	1,120	2,707	3,827	289	322	102	29	60	515	1,702	213	595	3,827
7月	30	1,201	3,103	4,304	268	277	151	51	38	559	2,047	287	626	4,304
8月	30	763	2,107	2,870	205	175	60	32	123	314	1,323	157	481	2,870
9月	29	1,018	2,767	3,785	273	179	96	23	50	481	1,864	222	597	3,785
上半期計	177	6,110	15,642	21,752	1,475	1,341	556	227	441	2,823	10,222	1,340	3,327	21,752
10月	30	1,023	2,804	3,827	263	136	139	25	43	471	1,873	226	651	3,827
11月	29	1,245	2,853	4,098	356	333	91	46	103	614	1,796	206	553	4,098
12月	26	939	2,605	3,544	316	207	86	54	63	399	1,740	184	495	3,544
1月	26	893	2,345	3,238	251	170	83	40	48	429	1,567	177	473	3,238
2月	27	1,033	2,732	3,765	309	73	102	57	92	538	1,850	196	548	3,765
3月	30	944	2,476	3,420	229	200	90	29	87	418	1,575	232	560	3,420
下半期計	168	6,077	15,815	21,892	1,724	1,119	591	251	436	2,869	10,401	1,221	3,280	21,892
年間合計	345	12,187	31,457	43,644	3,199	2,460	1,147	478	877	5,692	20,623	2,561	6,607	43,644

月別	居住区別利用数(人)				その他利用数		
	区内	区外	市外	合計	体育室 (人)	レホール (人)	図書貸出 冊数
4月	2,104	1,049	288	3,441	1,028		
5月	2,305	911	309	3,525	1,239		
6月	2,414	1,058	355	3,827	1,307		
7月	2,722	1,251	331	4,304	1,325		
8月	1,743	873	254	2,870	966		
9月	2,424	1,136	225	3,785	1,261		
上半期計	13,712	6,278	1,762	21,752	7,126	0	0
10月	2,342	1,201	284	3,827	1,244		
11月	2,785	1,032	281	4,098	1,366		
12月	2,385	894	265	3,544	1,161		
1月	1,993	1,003	242	3,238	1,246		
2月	2,308	1,180	277	3,765	1,931		
3月	2,082	1,069	269	3,420	1,106		
下半期計	13,895	6,379	1,618	21,892	8,054	0	0
年間合計	27,607	12,657	3,380	43,644	15,180	0	0

平成20年度地区センター利用状況（個人＋団体利用分）

施設名 横浜市城郷小机地区センター

月別	開館日数 (日)	入館者数(人)			利用層別利用数(人)									
		男性	女性	合計	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般 (男性)	一般 (女性)	65歳以上 (男性)	65歳以上 (女性)	合計
4月	29	2,940	4,186	7,126	551	794	561	559	251	842	2,428	508	632	7,126
5月	30	2,717	4,258	6,975	644	747	535	612	233	868	2,441	331	564	6,975
6月	29	2,918	4,699	7,617	719	1,022	694	444	206	913	2,572	367	680	7,617
7月	30	3,165	5,425	8,590	791	920	805	634	318	959	2,991	482	690	8,590
8月	30	2,781	4,154	6,935	621	1,003	642	700	292	675	2,150	298	554	6,935
9月	29	2,928	4,806	7,734	792	880	522	498	222	919	2,791	420	690	7,734
上半期計	177	17,449	27,528	44,977	4,118	5,366	3,759	3,447	1,522	5,176	15,373	2,406	3,810	44,977
10月	30	2,811	4,810	7,621	764	695	556	468	239	888	2,809	451	751	7,621
11月	29	3,151	5,214	8,365	786	1,036	417	530	255	1,193	2,924	470	754	8,365
12月	26	2,385	4,012	6,397	697	616	404	450	208	733	2,382	349	558	6,397
1月	26	2,564	3,924	6,488	649	649	450	447	278	766	2,323	357	569	6,488
2月	27	2,764	4,508	7,272	786	548	466	497	213	967	2,758	410	627	7,272
3月	30	2,801	4,440	7,241	708	943	662	381	220	786	2,402	454	685	7,241
下半期計	168	16,476	26,908	43,384	4,390	4,487	2,955	2,773	1,413	5,333	15,598	2,491	3,944	43,384
年間合計	345	33,925	54,436	88,361	8,508	9,853	6,714	6,220	2,935	10,509	30,971	4,897	7,754	88,361

月別	居住区別利用数(人)				その他利用数		
	区内	区外	市外	合計	体育室 (人)	レクリ (人)	図書貸出 冊数
4月	5,148	1,638	340	7,126	1,994	0	784
5月	5,113	1,470	392	6,975	2,143	0	804
6月	5,584	1,615	418	7,617	2,193	0	982
7月	6,141	2,028	421	8,590	2,398	0	1,042
8月	5,085	1,520	330	6,935	2,015	0	942
9月	5,622	1,812	300	7,734	2,202	0	840
上半期計	32,693	10,083	2,201	44,977	12,945	0	5,394
10月	5,362	1,898	361	7,621	2,026	0	854
11月	6,136	1,804	425	8,365	2,049	0	926
12月	4,668	1,409	320	6,397	1,740	0	775
1月	4,595	1,589	304	6,488	1,860	0	848
2月	5,111	1,806	355	7,272	2,754	0	866
3月	5,193	1,697	351	7,241	2,179	0	837
下半期計	31,065	10,203	2,116	43,384	12,608	0	5,106
年間合計	63,758	20,286	4,317	88,361	25,553	0	10,500

平成 20 年度 自主事業報告書

施設名： 城郷小机地区センター

募集対象	事業名 (教室名)	開催時期		募集 人数	延参加 人数	参加費 (収入)				自主事業経費			講師謝金		備考
		月	回数			徴収の 有・無	参加 人数	一人当たり 参加費	参加費 総額	委託料	参加者	総経費	1回	1教室	
										支出総額	負担総額		1講師当り	講師謝金額	
一般	みんなでピラティス	4	4	20	49	有	13	2,000	26,000	0	24,000	24,000	6,000	24,000	
親子	親子で3B体操春組	5-9	10	30組	762	有	48	5,000	240,000	58,635	240,000	298,635	講師6000 アシスタント 3000	234,000	
一般	都わすれ盆栽アート	6	1	10	9	有	10	1,000	10,000	1,000	10,000	11,000	6,000	6,000	
一般	あなたもフガール	7	4	20	75	有	20	2,000	40,000	10,000	40,000	50,000	講師6000 アシスタント 3000	36,000	
親子	おはなしの部屋 ひよこちゃん	4-3	5	どなたでも	216	無			0	34,000	0	34,000	30,000	34,000	
一般	一日PC年賀状教室	12	2	20	15	有	14	1,500	21,000	1,420	21,000	22,420	講師6000 アシスタント 3000	21,000	
どなたでも	開館記念ふれあい コンサート	7	1	どなたでも	115	無	115		0	8,811	0	8,811			
どなたでも	第4回文化祭 <sup>ハ</sup> ルーンアート	11	1	どなたでも	30	無	30		0	10,000	0	10,000		10,000	
親子	親子で3B体操秋組	10-2	10	30組	722	有	45	5,000	225,000	0	207,600	207,600	講師 10000 サブ5000	180,000	
親子	親子学級 「うさぎちゃん」	10-12	7	25組	346	有	27	2,000	54,000	62,810	54,000	116,810	講師5名 1人 16000	80,000	
一般	小机まちめぐり	10	1	20	14	有	14	200	2,800	6,335	2,800	9,135	講師6000	6,000	
一般	大切な人への マスケキ X	12	1	12	11	有	11	2,000	22,000	3,800	22,000	25,800	講師6000	6,000	
	おもちゃの病院	4-3	6	どなたでも		無			0	0	26,493	26,493			
一般	雛お手玉作り	2	1	12	14	有	15	2,000	30,000	3,075	30,000	33,075	講師6000 アシスタント 3000	9,000	
	計				2,378				670,800	199,886	677,893	877,779		646,000	

(様式12)

# 平成 20 年度 わんぱくホリデー報告書

施設名：城郷小机地区センター

募集対象	事業名 (教室名)	開催時期		参加費 (収入)						自主事業経費			講師謝金		備考 その他
		月	回数	募集 人数	延参加 人数	徴収の 有・無	参加 人数	一人当たり 参加費	参加費 総額	委託料	参加者	総経費	1回	1教室	
										支出総額	負担総額		1講師当り	講師謝金額	
幼児～小学生	おはなしの部屋 こぐまさん	4-3	29	どなたでも	253	無			0	26,000	0	26,000		0	
小中学生	七夕お茶会ご招待	7	1		20	無			0	5,000		5,000		5,000	
小学生	レッツトライ!そろばん	7	4		10	有	13	300	3,900	26,000		26,000	講師5000 アシスタント 1500	26,000	
小学生	夏休み子ども卓球教室	8	3		20	有	17	300	5,100	33,000	3,315	36,315	講師5000 アシスタント 3000	33,000	
小中学生	小中学生の書初め教室	1	2		10	有	12	300	3,600	10,000	2,062	12,062	講師5000	10,000	
									0			0			
									0			0			
									0			0			
									0			0			
	計				384				12,600	100,000	5,377	105,377		74,000	

※ 委託料は10万円

## 苦情対応状況報告

施設名 城郷小机地区センター

	年月日	内 容	対 応 結 果
1	H20.4.10	新一年の高校生のグループが大騒ぎをしているので注意をするよう申し出があった。	注意をしても改善されず、中には開き直る者もいるが根気よく注意をすることでとりあえず了承を得る。
2	H20.4.15	体育館の18時以降の個人利用を週2回以上利用できるよう申し出があった。	受付へご意見を書いた用紙を渡されたため、小学生は15時から17時の間が利用できるのので夜間の時間帯の個人利用はできない旨説明し、了解を得た。
3	H20.4.23	1週間前に開館時に自動ドアをこじ開けて入ろうとした人を注意した人から、そのスタッフへ対して執拗な抗議があった。説明を聞かず、一方的に言い募る。	館長も説明したが、話を聞き入れず、揚げ足を取り、スタッフのみに言い募るので話を切り上げた。
4	H20.4.30	図書コーナーで学生やロビーの女性の会話がうるさくて気になる。どうにかならないかとの申し出があった。	うるさいときには注意をしていると説明、了解を得た。
5	H20.5.11	高校生グループが外でタバコを吸っていて、吸殻を散らかしていた。	交番に巡回を依頼した。
6	H20.5.25	駐輪場に置いた自転車が盗難にあったと届出があった。	交番へ届けるように促すとともに注意書きを確認し、鍵をかけて自己管理をするように伝えた。
7	H20.6.20	料理室ご利用の方へ生ゴミを持ち帰るようお願いしたところ料金を払っているのでおかしいと苦情があった。	館内はどなたにもゴミの持ち帰りをお願いをしているので、ご協力をお願いすると共にルート回収には費用がかかることを説明した。
8	H20.11.18	駐輪場前に若者がたむろしており、怖い思いをしている。どうにかできないかと申し出があった。	十数名の若者集団がいくつかのグループに分かれ夕方から閉館を過ぎてもたむろしている。注意しても聞き入れず反発するだけで施設も困っている。警察へも連絡し巡回をお願いしているが改善されない。

## サービス向上及び経費節減努力事項報告

施設名 城郷小机地区センター

	実施時期	内 容	効 果
1	H20.4.15	図書カード作成に住所を確認するものを健康保険証、運転免許証、パスポート、学生証など身元証明の他、「自宅へ届いたはがき」も認めることとした。	図書カードを作りやすくすることにより利用者の利便が図れた。
2	H20.4.30	グループ室に机・椅子3組を増加し、12席を15席にした。	試験時期・夏休み・冬休みなどに勉強をする人にサービスの向上が図れた。
3	H20.5.26	体育館の高窓ガラスをオープン以来初めて清掃した。	体育館が明るく気持ちよく使用できるようになった。
4	H20.5.26	体育館の仕切り網を修理した。	種目別スポーツの他への影響が少なくなり、使いやすくなった。
5	H20.6.25	屋上やテラスに咲いた草花をトイレに飾るようにした。	明るく気持ちよくなった。
6	H20.7.5	投書箱に寄せられたご意見をもとに、ロビーのテーブルの上に「台拭き」を置くようにした。	汚れた部分を自分で拭くことができ、気持ちよく利用できる。
7	H20.7.23	受付窓口に老眼鏡を備えた。	メガネを忘れた時に重宝すると喜ばれる。
8	H20.8.5	体育室の男女更衣室は冷房が設置されていないので、固定式の扇風機を設置した。	更衣室は窓も小さいため、夏は気温が上がり暑いので、扇風機を設置することにより快適に着替えができるようになる。
9	H20.9.30	限られた予算の中で、利用者によるアンケートによって、図書の購入をした。	利用者の希望する図書が揃えられ喜ばれている。
10	H20.11.10	分かりやすいお話の部屋とするため、大き目のパネルシアターを採用した。	おはなしの部屋に参加する子供達が物語やお話に目を輝かせて見るようになった。
11	H20.12.10	利用者会議で日本舞踊の和室での使用を認めて欲しいと要望があったため、利用可能とした。	このことにより部屋が取りやすくなったと好評である。
12	H20.2.23	体育室の水銀灯が暗くなったため、水銀灯を全部取り替えた。	スポーツ等をするのに本来の明るさになって喜ばれている。

# 横浜市城郷小机地区センター委員会 会則

制定 平成16年5月10日

第1次改正 平成18年6月2日

第2次改正 平成20年2月29日

## (設置)

第1条 横浜市城郷小机地区センター委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、事務所を横浜市城郷小机地区センター(以下、「センター」という。)内に置く。

## (目的)

第2条 委員会は、センターが、地域住民の自主的な活動と相互交流を深め、地域コミュニティの形成を促進するため適切に運営されるよう支援することを目的とする。

## (業務)

第3条 委員会は、センターの指定管理者(以下、「指定管理者」という。)からの提案、報告または依頼を受け、センターが地域住民及び利用者の立場に立って運営されるよう支援するため、次の業務を行う。

- (1) センターの利用要綱に関し、意見を述べること。
- (2) 自主事業の事業計画及び実施報告に関し、意見を述べること。
- (3) センター職員の採用に際しての推薦。
- (4) その他、目的達成に必要な事項。

## (組織)

第4条 委員会は、センターを利用する地域内の次の組織機関を代表する25人以内の委員をもって組織する。

- (1) 連合町内会、各町内会及び自治会
- (2) 青少年指導員協議会
- (3) 体育指導委員連絡協議会
- (4) 子ども会育成連絡協議会
- (5) 民生委員・児童委員協議会
- (6) 老人クラブ連合会
- (7) 小学校長、中学校長
- (8) 利用団体代表または公募による市民
- (9) その他、委員会が必要と認めた者

## (委員の選出)

第5条 第4条第1項(1)から(7)に規定する委員については、所属団体の推薦により決定する。

## (委員の任期)

第6条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了の委員は、後任者が選出承認されるまで、その職務を行うものとする。

## (役員)

第7条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 総務 1名

### (役員職務)

第8条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 総務は、委員会の庶務をつかさどる。

### (役員選出)

第9条 会長は、委員の中から互選によって選出する。

2 副会長及び総務は、委員会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

### (会議)

第10条 会長は、会議を随時開催し、次の事項を審議する。

(1) 指定管理者からの提案、報告、依頼のあった事項

(2) 会則の改廃

(3) その他、会長が付議する事項

2 会長は、会議を召集し、議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 センター職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

### (協議事項)

第11条 センターは、地方自治法第244条に定める公の施設であるので、施設の適切な運営を期するため、運営に関する重要な事項は、横浜市などの関係行政機関と協議するものとする。

### (利用者会議)

第12条 会長は、必要に応じてセンター利用者の意見を聞くため、利用者会議を開催することができる。

### (会則改正)

第13条 この会則は、委員総数の過半数をもって改正することができる。

### (委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則(施行期日)

この会則は、平成16年5月10日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成18年6月2日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成20年2月29日から施行する。

## 平成20年度 地区センター委員会開催状況・利用者会議開催状況

### 平成20年度 第1回 城郷小机地区センター委員会

日 時 平成20年5月30日(金) 15:30~17:00  
場 所 城郷小机地区センター 3階 中会議室  
出席者 委員 16名  
議 題 1.平成19年度事業報告及び決算報告等  
2.平成20年度事業計画及び予算等

### 平成20年度 第2回 城郷小机地区センター委員会

日 時 平成21年2月25日(水) 15:30~17:00  
場 所 城郷小机地区センター 3階 中会議室  
出席者 委員 19名  
議 題 ・平成20年度利用者会議実施の報告  
・アンケート実施の結果報告  
・平成21年度より実施のカラオケ通信料の徴収について

### 平成20年度 城郷小机地区センター利用者会議

日 時 平成20年11月19日(水) 15:00~16:00  
場 所 城郷小机地区センター 3階 中会議室  
出席者 委員 10名(7団体)  
別添 議事録

### 平成20年度 城郷小机地区センター利用者アンケート

利用者アンケートは利用団体及び個人利用者向けに次の項目について平成20年6月20日から7月10日に実施し、198名のご協力を得ました。

#### アンケート項目

- 1 利用回数、文化祭、地区センターだより等
- 2 団体利用情報
- 3 地区センターの感想
- 4 自主事業で取り上げてもらいたいもの等

(様式11)

## 平成20年度ニーズ対応費使途一覧

施設名 横浜市城郷小机地区センター

	実施内容	金額	備考
1	カラオケ配信料	199,920	
2	ダスキンモップ	130,195	
3	新聞購読料	57,440	
4	書籍(リクエスト本他)	351,860	窓口での要望
5	料理室調理用具他	19,440	利用者より要望
6	体育室消耗品(更衣室扇風機他)	97,090	平成19年度利用者会議で要望
7	プレイルーム消耗品(玩具他)	47,260	利用者の要望
8	文化祭(紙皿、割箸、模造紙他)	259,674	11月
9			
10			
11			
12			
	合計(平成21年3月)	1,162,879	

# 港北区区民利用施設協会経理規程

制定 平成11年4月14日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、港北区区民利用施設協会の経理の基準を定め、財務管理及び予算を適正に執行することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 協会の会計に関しては、法令及び規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 協会の会計は、その事業活動及び財政状態を明らかにするために、会計処理を行うにあたり、複式簿記の原則により、整然かつ明瞭に記録し、計算しなければならない。

(経理事務の範囲)

第4条 この規程において、経理事務とは次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (3) 金銭の管理に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 債権債務の管理に関する事項
- (6) 物品等の管理に関する事項
- (7) 税務に関する事項

(会計年度)

第5条 協会の会計年度は、協会規約第18条の規程により、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(年度所属区分)

第6条 協会の収入及び支出の年度所属区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難い場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、光熱水費等その原因である事実の発生した期間が2年度にわたるときは、支払日の属する会計年度とする。

(会計職員)

第7条 協会は第4条に規定する経理事務を行うため、次の各号に掲げる会計職員を置く。

- (1) 会計責任者
- (2) 出納責任者
- (3) 経理担当職員

- 2 会計責任者は事務局長をもって充て、第4条に規定するすべての事務を総括する。
- 3 出納責任者は、施設長を置く施設にあつては施設長をもって充て、施設長を置かない施設にあつては事務局長が兼任し、会計責任者の命を受けて、金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。
- 4 経理担当職員は、事務局においては事務局職員、施設にあつては副館長、副館長のいない施設にあつては、出納責任者の指定した者とし、出納責任者の命を受けて、その事務のうち所管の部署に属する金銭の出納及び保管並びに物品の出納及び保管に関する事務を行うものとする。

(会計単位)

第8条 協会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分して整理する。

- 2 特別会計は、特定の事業を行うため、特定の収入をもって特定の支出に充てる場合に設けることができる。
- 3 会長は、特別会計を設ける場合は、理事会の議決を得なければならない。また、廃止する場合も同様とする。

## 第2章 予算

(予算の基準)

- 第9条 協会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図る目的をもって、収入予算については、収入を適正かつ厳正に確保するとともに、支出予算については、最小の経費でその目的を達成し、かつその効果を発揮するように努めなければならない。
- 2 協会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

(予算の編成)

- 第10条 会長は、毎会計年度ごとに予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。
- 2 予算は、会計単位ごと編成し、予算科目は収入支出とも大・中・小に区分しなければならない。
  - 3 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費として相当と認める金額をあらかじめ支出予算に計上することができる。

(補正予算)

- 第11条 予算の成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときは、会長は補正予算を作成し、理事会の議決を得なければならない。

(予算の執行及び流用)

- 第12条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入についてはこの限りでない。
- 2 会長は執行上やむを得ない場合に限り、予算を流用することができる。予算の流用を行った場合は、理事会に報告しなければならない。

(収入予算の執行)

- 第13条 収入予算の執行をするときは、収入伝票をもって決裁を受けなければならない。

(支出予算の執行)

第14条 支出予算の執行をしようとするときは、あらかじめ支出伺をもって、決裁を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 給与（本協会就業規則―常勤職員用、菊名コミュニティハウス職員用―第33条に規定するものをいう。）
- (2) 賃金（本協会就業規則―時給職員用第26条に規定するものをいう。）
- (3) 社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び労災保険料）
- (4) 旅費
- (5) 光熱水費、電話代等の公共料金で銀行口座からの自動引き落とし手続きをした経費の支出。
- (6) 第28条第2項に規定する小口現金により、支出するとき。

2 前項の決裁は、次の区分により行われる。

1件 10万円未満は館長決裁、10万円以上500万円未満は事務局長決裁、500万円以上は協会会長決裁。

3 支出伺には、見積書を添付しなければならない。

4 前項において、契約の性質上、見積書を添付することが適当でない場合にはその支出の内容を説明する資料を添付しなければならない。

5 支出伺の首標金額を訂正するときは、出納責任者が訂正しなければならない。

6 支出伺には、支出予算を差し引いたことを示す支出伺ナンバーを記録しなければならない。

（支出予算の配付）

第14条の2 会計責任者は、出納責任者に支出予算を執行させようとするときは、予算の範囲内で出納責任者に対し、支出予算を配布しなければならない。

### 第3章 勘定科目及び帳簿

（勘定科目）

第15条 勘定科目は、別に定める

（帳簿及び伝票）

第16条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

(1) 主要簿

ア 総勘定元帳

イ 仕訳伝票

(2) 補助簿

ア 予算差引簿

イ 補助元帳

ウ その他会計に関し必要な帳簿

## 第4章 出納

(会計処理)

第17条 会計の取扱いは、帳簿会計方式とする。

2 すべての取引の帳簿整理は、伝票によって行うものとし、補助簿に記載する場合も伝票に基づいて行うものとする。

3 発行する伝票には証拠書類を添付し、出納責任者の承認印を受けなければならない。

(取引金融機関)

第18条 協会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、出納責任者の承認を得なければならない。

(収入の扱い)

第19条 金銭の収納は、収入に係わる関係書類に基づいて行わなければならない。

2 収納した金銭は速やかに、金融機関に預け入れなければならない。

(戻入の扱い)

第20条 支出の過誤払となった金銭又は返納金及び前金払の残額は、その支出を行った科目に戻入しなければならない。

(支出の原則)

第21条 支出は協会の債務が確定し、支払義務が発生した後に、正当な債権者のために行うものとする。ただし、前金払をしようとする場合はこの限りでない。

(支出の扱い)

第22条 金銭の支払は、当該経費の支出に係る執行伺、支出伺書、債権者の請求書その他支出の根拠を証する書類等に基づいて行わなければならない。

2 出納責任者は、前項の書類を照合、審査し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確認した上で金銭の支払を行わなければならない。

3 金銭の支払方法は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として債権者の預金口座へ振込みにより行うものとする。

(1) 第28条に規定する小口現金をもって支払う経費

(2) 慣習上現金をもって支払うこととされている経費

(請求書)

第23条 前条第1項に規定する請求書には、債権者に次の各号に掲げる事項を明瞭に記載させなければならない。

(1) 請求金額、その内容及び算出基礎

(2) 債権者の住所及び氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）

(3) 請求年月日及び請求印（法人にあっては、社印及び代表者印）

2 前項3号に規定する請求印は、契約書及び見積書と同一の印でなければならない。ただし、第14条第1項の各号に規定するものについては、この限りでない。

3 サインを慣習とする外国人の自署は、前2項に規定する請求印と見なす。

4 請求書の請求金額以外の記載事項については、請求印をもって訂正することができる。  
(支払理由書等)

第24条 前条に規定する請求書を債権者に提出させることが困難なものについては、支払理由書をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する支払理由書には、金額、算出基礎、支払事由、債権者住所氏名等を明記し、出納責任者が記名押印しなければならない。

3 第22条から第24条第1項までの規定にかかわらず、次の掲げるものについては、請求書に代えるものとする。

(1) 給与及び社会保険については、支払内訳書

(2) 旅費については、出張簿の写し又は旅費請求内訳書

(3) 第29条に規定する自動口座振替払を行うときは、公共料金事業者からの検針票口座振替払通知書及びこれらに準じるもの

(領収書の徴収)

第25条 金銭の支払を行った場合は、請求書と同一の記名押印または署名のある領収書を徴しなければならない。ただし、第22条第3項に規定する口座振込による支払を行った場合は、取扱金融機関の受領書をもって債権者の領収書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により、領収書を徴することができないものは、その支払が正当であることを証明した支払証明書によって領収書に代えることができる。

3 前項に規定する支払証明書には、支払金額、支払事由、支払先及び支払年月日等を明記し、出納責任者の確認印を受けなければならない。

4 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、領収書又は領収印に代えるものとする。

(1) 第28条に規定する小口現金による支払いについては、レジスターによって発行される金銭の受領事実を証明する書類

(2) 第29条に規定する自動口座振替払については、公共料金事業者からの口座振替払済通知書及びこれに準じるもの

(戻出の扱い)

第26条 収入の過誤納となった金銭は、その収入を行った科目から戻出しなければならない。

(前金払)

第27条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う受信料

(2) 機器リース料及び委託費のうち前金払を必要とする経費

(3) その他会計責任者が特に必要と認める経費

(小口現金)

第28条 会計責任者は、小口の経費支払に充てるため、出納責任者に10万円を限度とし

て現金を保管させることができる。

- 2 小口現金は 1件2万円を限度額として、第22条第1項に規定する支出の扱いによりがたい経費の支払に充てることができる。ただし、祝金、見舞金、香華料の限度額については、この限りでない。
- 3 第22条から第25条までの規定にかかわらず、前項の支払については、支払先からの領収書又は支払を証明する書類のみを徴することとする。この場合において、領収書又は支払を証明する書類は、その支払内訳を明らかにしなければならない。
- 4 出納責任者は、小口現金受払簿を備えて小口現金の受払を明らかにしておかなければならない。
- 5 出納責任者は、小口現金とその他の現金とを混同してはならない。

(自動口座振替払)

第29条 第21条及び第22条の規定にかかわらず、公共料金の支払については 自動口座振替払を行うことができる。

2 公共料金事業者及び取引金融機関に自動口座振替払を申し込むときは、会計責任者の承認を受けなければならない。

3 出納責任者は自動口座振替払を行う公共料金事業者から検針票、口座振替払通知書及びこれらに準じるものが送付されたときは、速やかに仕訳伝票を起票しなければならない。

(月次報告)

第30条 会計責任者は、毎月末日において試算表を作成しなければならない。

2 会計責任者は、前項の試算表作成にあたり 総勘定元帳の金額に基づいて関係帳簿と照合し、記入の正確を確認しなければならない。また、預金についても、取引金融機関の残高と照合、確認しなければならない。

## 第5章 契約

(契約の原則)

第31条 協会における売買、賃貸、請負、その他の契約(以下「契約」という)に関しては、法令、規約、規程又は予算の定めるところに従い、会長が締結しなければならない。

2 契約の期間は、当該年度を越えて契約することができない。ただし、性質上会計年度を越えざるを得ないときはこの限りでない。

(契約の締結方法)

第32条 契約を締結しようとするときは、契約に必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこのかぎりでない。

- (1) 1件10万未満の契約をする場合
- (2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (3) 災害の発生などにより緊急を要するとき。

(契約書の作成)

第33条 会長は、契約の相手先が決定したときは、契約書を作成し、契約の目的、契約金額及び履行期限等に関する事項ほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約期間
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 前金払及び部分払いの方法
- (5) 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更又は契約内容の変更
- (6) 監査及び検査
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により、契約書を作成するときは、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の省略)

第34条 前条第1項の規定にかかわらず、契約金額が100万未満の契約をするときは契約書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、契約履行に必要な要件を記載した見積書、請書その他これらに準じる書類を徴さなければならない。

(検査)

第35条 会長は、請負契約、物品の買入等の契約について履行の届出があったときは、職員に検査を行わせるものとする。

## 第6章 決算

(決算)

第36条 会長は、会計年度末日において決算整理をし、年度終了後2ヵ月以内に次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

## 第7章 物品等の管理

(物品の分類)

第37条 物品は、次の各号に掲げる区分により、分類しなければならない。

- (1) 備品 定価が15,000円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。ただし図書については、定価が8,000円以上のもの。
- (2) 消耗品 前項に掲げる物品の分類に属さないもの。

2 前項の規定にかかわらず、区との委託契約書等で別段の定めがある場合は、その例によ

る。

(現物管理)

第38条 出納責任者は、備品台帳等を備え備品の出納に関する事実を記載しなければならない。ただし、施設の図書コーナー等の図書については、別に管理する。

2 出納責任者は、郵便切手及びはがきの管理については 管理簿を備えてその受払いを明らかにしなければならない。

(寄付の受納)

第39条 出納責任者は、金銭及び物品の寄付の申し込みがあった時は、次の事項を記載した調書を作成し、伺書をもって会長の承認を受けなければならない。

- (1) 寄付者の氏名及び住所
- (2) 金額又は物品の品名、数量
- (3) 受け入れについての意見

## 第8章 税 務

(税務の範囲)

第40条 本章において税務とは、協会の税金申告及び納付に関する業務をいう。

(税務の原則)

第41条 税務は、税務関係法令を適正に解釈適用し、適正な納税額の申告及び納税を行うものとする。

2 税務に関係する会計その他の処理については、適正かつ良好な納税条件を維持するために、遺漏のないように留意しなければならない。

(補則)

第42条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。



# 地区センター利用に関するアンケート結果について

城郷小机地区センター

アンケート実施期間 平成20年6月20日から平成20年7月10日

198名のご協力を得ました。ありがとうございました。

## 1 あなた自身についてお聞きます

Q1	性別				
	男性	69(35%)	女性	125(63%)	無回答 4(2%)

Q2	階層別				
	学生	34(17%)	社会人	105(53%)	65歳以上 56(28%) 無回答 3(2%)

Q3	住まい				
	港北区	113(57%)	他の区	69(35%)	市外 11(6%) 無回答 5(2%)

Q4	利用方法				
	個人利用	37(19%)	団体利用	146(74%)	両方で利用 15(7%)

Q5	利用回数				
	ほぼ毎日	5(3%)	週2回	73(37%)	月1回程度 98(49%) 無回答 5(2%)
	数ヶ月に1回程度	17(9%)			

Q6	利用される部屋(複数回答)				
	体育館	69(21%)	音楽室	47(15%)	中会議室 44(14%)
	ロビー	38(12%)	図書コーナー	35(11%)	小会議室 28(9%)
	工芸室	17(5%)	プレイルーム	16(5%)	和室 9(3%)
	娯楽コーナー	8(2%)	料理室	6(2%)	グループ室 4(1%)

Q7	文化祭について				
	観たことがある	82(41%)	観たことはない	113(57%)	無回答 3(2%)

Q8	観た人の感想について				
	良かった	35(43%)	まあ良かった	27(33%)	普通 17(21%)
	あまり良くなかった	1(1%)	良くなかった	2(2%)	

Q9	自主事業について				
	参加したことがある	19(10%)	知っている	75(38%)	知らない 97(49%) 無回答 7(3%)

Q11	地区センターだよりについて				
	読んだことがある	105(53%)	読んだことが無い	81(41%)	無回答 12(6%)

Q12	読んだことのある人の感想				
	良かった	34(32%)	まあ良かった	43(41%)	普通 27(26%)
	あまり良くなかった	0(0%)	良くなかった	1(1%)	

## 2 団体利用されている方にお聞きします

Q13	活動内容のジャンル			
	運動系	78(53%)	文科系	68(47%)

Q14	利用頻度について					
	週1回	29(20%)	月2回	73(50%)	月1回	25(17%)
	数ヶ月に1回	7(5%)	不定期	12(8%)		

Q15	主な活動時間帯について					
	午前	35(24%)	午後①	58(40%)	午後②	9(6%)
	夜間	41(28%)	空いているとき利用	3(2%)		

Q16	希望する部屋の予約					
	取れている	48(33%)	ほとんど取れる	83(57%)	ほとんど取れない	12(8%)
	取れない	3(2%)				

Q17	部屋が取れない場合は					
	利用しない	38(26%)	部屋を変更する	49(34%)	曜日・時間帯変更	41(28%)
					無回答	18(12%)

Q18	他の会場で活動してますか					
	当地区センターのみ	61(42%)	他の会場も利用	61(42%)	その他	10(7%)
					無回答	18(9%)

## 3 当地区センターの感想をお聞かせください

Q19	スタッフの対応					
	良い	まあ良い	普通	あまり良くない	分からない	無回答
	137(69%)	29(15%)	21(11%)	4(2%)	4(2%)	3(1%)

Q20	スタッフの説明					
	良い	まあ良い	普通	あまり良くない	分からない	無回答
	129(65%)	31(16%)	24(12%)	4(2%)	6(3%)	4(2%)

Q21	電話の対応					
	良い	まあ良い	普通	あまり良くない	分からない	無回答
	124(63%)	30(15%)	19(10%)	3(1%)	16(8%)	6(3%)

Q22	全体の雰囲気					
	良い	まあ良い	普通	あまり良くない	分からない	無回答
	130(66%)	37(19%)	20(10%)	5(3%)	3(1%)	3(1%)

Q10 自主事業で取り上げて欲しい講座

- 1 工作教室、料理教室が多くあるといい。④
- 2 トールペイント
- 3 体操教室、手芸教室
- 4 ストレッチ体操
- 5 身近な環境問題を扱ったもの
- 6 温暖化パソコン教室
- 7 幼児の運動系のプログラム
- 8 舟に乗って湾内を一周しました。あのような企画があれば

その他の自由意見

- 1 体育館をもっと大きくして②
- 2 部屋取りの抽選はジャンケンだけにして。
- 3 フットサルゴールを新しくしてください。
- 4 移動できる鏡があればダンスの練習がしやすいです。
- 5 文化祭でカラオケを取り上げて欲しい。
- 6 ロビーに学生があふれて利用できないことがある。
- 7 テーブルを多くして欲しい。
- 8 グループ室の隣がプレイルームなのか疑問がある。泣き声や壁を叩く音がする。
- 9 ロビーの生徒がうるさい。②
- 10 抽選会のやり方に疑問がある。
- 11 いろいろな種類の本を置いて欲しい。特にスポーツ系の本を置いてください。
- 12 電話伝達が伝わっていないことがある。
- 13 音楽室を使ったが新しくてきれいで良かった。
- 14 スタッフの方が大事なところで何もいわないのが気になります。
- 15 ロビーで子どもが行儀悪い時があります。
- 16 体育館を小学生以下の子どもたちに使わせて欲しい。
- 17 楽しくやっています、これからもよろしく。⑦
- 18 小学生がゲーム機で遊ぶ姿が良く見えます。席が無いことがあって困ります。②
- 19 ジュースやお菓子を食べてだらだらしている学生を見かけます。たびたび見回ってください。
- 20 ロビーで携帯電話を禁止にして欲しい。うるさいです。
- 21 予約の申込みがもう少し簡単に出来ないか。
- 22 官(館)長の注意が気に食わない。
- 23 体育館のネットの色を緑色に変えて欲しい。
- 24 最高の設備とサポートで満足してます。

(様式5)

## 平成20年度 委託内容一覧

施設名： 城郷小机地区センター

No.	委託期間	委託内容	金額	業者名
1	20.4.1-1年間	清掃	699,798	六華(株)
2	"	機械警備	384,300	東海警備保障(株)
3	"	空調設備保守	346,391	東京ガス(株)
4	"	消防設備保守	147,000	(株)ハマ防災
5	"	エレベーター保守	189,000	ジャパンエレベーターサービス(株)
6	"	自動ドア保守点検	78,750	(株)神奈川ナブコ
7	"	害虫駆除	33,600	六華(株)
8	"	設備総合巡視点検	409,500	三洋装備(株)
9	"	電気工作物保安全管理	126,720	小味山電気
10	"	受水槽清掃	54,600	三洋装備(株)
11	5月実施	レジオネラ菌・飲料検査	10,752	財団法人新日本検定協会
13	20.4.1-1年間	植木剪定	60,480	六華(株)

(様式6)

## 平成20年度 修繕一覧

施設名： 城郷小机地区センター

No.	修繕年月日	修繕箇所	金額	業者名
1	H.20.9.26	料理室水栓	10,133	TOTOメンテナンス(株)
2	H.20.10.06	入口ポスターケースガラス	9,450	(有)コマヤガラス店
3	H.20.12.24	体育室オーディオCDデッキ	19,635	妙光電機(株)
4	H.21.1.23	プロジェクター予備ランプ	36,540	妙光電機(株)
5	H.21.2.4	体育室消火器ボックス3ヶ所	136,500	奈良建設(株)
6	H.21.2.13	2F 女子トイレ電気	8,800	(株)阿部家庭電器
7	H.21.2.23	体育室水銀灯ランプ取替え	249,480	妙光電機(株)
8	H.21.3.12	体育室消火器防護マット3ヶ所	128,625	(有)ワールドスポーツ
9				
10				
修繕費合計			599,163	

(様式7)

## 平成20年度 備品購入一覧 (ニーズ費は除く)

施設名: 城郷小机地区センター

No.	品名	メーカー・型番等	単価	購入数	購入金額 (単価×購入数)	購入月日
1	業務用掃除機	パナソニック MC-G200	28,140	1	28,140	H.20.12.08
2	デスクトップパソコン	DELL SS93V-D	187,950	1	187,950	H.21.3.19
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
備品購入費合計					216,090	